

大網白里市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要領

大網白里市都市計画審議会

(趣旨)

第1条 この要領は、大網白里市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が、大網白里市情報公開条例（平成12年3月31日条例24号）第7条各号の非公開情報に該当する場合は、非公開とすることができる。

(非公開の決定等)

第3条 前条ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会に諮って決定する。

2 傍聴人は、会議が非公開とされた場合は、速やかに退場しなければならない。

(審議会開催の周知)

第4条 審議会を開催するときは、開催日時の決定後、会議名、日時、場所、議題名、傍聴人の定員及びその他必要事項を市ホームページで周知するものとする。

(傍聴人の定員等)

第5条 傍聴人の定員は、10名以内とし、会議場の大きさにより事務局であらかじめ決定する。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付票（別記様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の申込みは、会議場入口において会議開始の20分前から受付、5分前に締め切るものとする。

3 傍聴申込者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定し、申込締切りの時点で傍聴申込者の数が定員に満たない場合は、傍聴申込者全員を傍聴人として決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類する物を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類する物を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機その他これらに類する物を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) 異様な服装をしている者
 - (7) 前条第3項の規定により決定した傍聴人以外の者
 - (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めたときは、当該職員に傍聴人に対して前項第1号から第4号までに規定する物品を携帯しているか質問させることができる。
- 3 会長は、前項の質問を受けた傍聴人がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙しないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (6) 撮影、録画、録音等をしてはならない。
 - (7) 携帯電話等の通信機器は電源を切るか、着信音を発しない措置をとること。
 - (8) パソコンその他これらに類するものを使用してはならない。
 - (9) その他会議場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 傍聴人は、会議場においては会長の指示に従わなければならない。

(報道機関関係者の傍聴)

第9条 報道機関関係者(テレビ局・ラジオ局・新聞各社に所属する者に限る。)の傍聴は、この要領を準用する。ただし、第5条及び第8条第1項第8号の規定は適用しない。

- 2 報道機関関係者は、傍聴の申込時に報道機関に所属することを証明できるものを当該職員に提示しなければならない。
- 3 報道機関関係者は、前条第1項第6号の規定にかかわらず、会長の許可を得て、審議開始前の会議の冒頭を撮影、録画及び録音をすることができる。

(意見書の取扱)

第10条 意見書が提出された議案については、意見書の提出者名及び住所を伏して、大網白里市情報公開条例第7条に配慮した取扱いを行うものとする。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命じられた者は、当日再び会議場に入ることができない。

(会議の議事録の公表)

第12条 公開した会議の議事録は、市ホームページで公表するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の公開に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式（第6条第1項）

傍聴者受付票			
第	回大綱白里市都市計画審議会	年	月 日開催
住所			
氏名			